

「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」
(No.1418、日本)

保全状況報告書
(仮訳)

2018年11月
日本国

FORMAT FOR THE SUBMISSION OF STATE OF CONSERVATION REPORTS
BY THE STATES PARTIES
(in compliance with Paragraph 169 of the Operational Guidelines)

富士山—信仰の対象と芸術の源泉（日本）（ID：1418）

1. 報告書の要約

締約国は、2014年12月に策定した『富士山—信仰の対象と芸術の源泉ヴィジョン・各種戦略』及びそれを反映し2016年1月に改定した『世界文化遺産富士山包括的保存管理計画』に沿って保存・管理を行うことによって、2016年7月の第40回世界遺産委員会決議（40 COM 7B.39）で示された要請・推奨への対応に取り組んでいる。

取組の実施状況については、「2. 世界遺産委員会決議への対応」において概要を示すとともに、詳細を附属資料として添付した。

また、本報告には、世界遺産委員会決議（40COM7B.39）（パラ8）で指摘された「富士山における実践を保全・管理の観点から類似の課題に直面している他の広域的な文化的景観（の事例）と共有すること」への対応に関する取組についても記載している。

なお、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があると認識しているその他の保全に関する問題、及び作業指針第172項に基づく真実性・完全性を含む資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある構成資産及び緩衝地帯において予定される大規模な復元又は新規工事はない。

また、保全状況報告書へのパブリックアクセスは受容できる。

2. 世界遺産委員会決議への対応

第40回世界遺産委員会は、決議（40COM7B.39）において、締約国に対して明示的に1点の要請及び1点の推奨を行った。

40 COM 7B.39

8. 締約国、世界遺産センター、諮問機関に対し、富士山における実践を保全・管理上の類似の課題に直面している他の広域的な文化的景観（の事例）とも共有する機会を見つけるよう奨励し、
9. 2019年の第43回世界遺産委員会での審議のため、2018年12月1日までに資産の保全状況及び上記の（事項の）実施状況に関する最新の報告書を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

要請・推奨に対する回答は、文化庁・環境省・林野庁の連携のもと、山梨県・静岡県及び関係市町村等を中心とした「富士山世界文化遺産協議会」においてとりまとめた。以下に回答の概要を示す。

9. 2019年の第43回世界遺産委員会での審議のため、2018年12月1日までに資産の保全状況及び上記の（事項の）実施状況に関する最新の報告書を世界遺産センターに提出するよう締約国に要請する。

締約国は、2014年12月に策定した『富士山—信仰の対象と芸術の源泉ヴィジョン・各種戦略』¹及びそれを反映し2016年1月に改定した『世界文化遺産富士山包括的保存管理計画』に基づいて各種保全・管理を進めている。附属資料では、その進捗状況を取りまとめた。以下にその概要を示す。

➤ 下方斜面の巡礼路の特定

山梨県・静岡県の「富士山世界遺産センター」を中心として、構成資産相互の歴史的つながりを明らかにするため、須走口登山道をはじめとした巡礼路等に関する調査・研究を計画的に進め、その成果を情報提供戦略や来訪者管理戦略へ計画的・段階的に反映させている。

➤ 来訪者管理戦略

「望ましい富士登山の在り方」を実現するために、2019年を目標年とした指標・水

¹ 山梨県・静岡県及び関係市町村等を中心とした「富士山世界文化遺産協議会」は、神聖で美しい世界文化遺産富士山の姿を確実に守り、その周辺環境を含めより良い状態へと発展させる決意を込めて、2014年12月、『富士山—信仰の対象と芸術の源泉ヴィジョン・各種戦略』を策定した。ヴィジョン・各種戦略については、2016年に締約国がユネスコに提出した保全状況報告書（<http://whc.unesco.org/en/list/1418/documents/>）を参照。

準を設定し、目標水準の達成を目指した対策を実施している。このうち、登山者数については、特定の日・時間帯・場所で限定的に発生している「著しい混雑」を緩和する観点から指標・水準を設定し、来訪者の平準化や安全確保のための情報提供等の施策を展開している。また、下方斜面の巡礼路の特定や情報提供戦略との連携のもと、来訪者が山麓の構成資産に赴くよう誘導している。

➤ 上方の登山道等の総合的な保全手法

登山行為による登山道への影響を抑制するため、指標に基づく来訪者管理を実施している。また、引き続き周囲の自然環境や景観に配慮した材料・工法による登山道の維持補修や看板等の修景を行うなど、景観との調和に向けた取組を進めている。

➤ 情報提供戦略

巡礼路等の調査研究及び情報発信の拠点施設として整備を進めてきた山梨県・静岡県「富士山世界遺産センター」がそれぞれ開館し、調査・研究成果の蓄積や公開活用を積極的に行っている。また、来訪者が構成資産相互のつながり等に関する認知・理解を深められるよう、調査・研究成果を活用し、山麓の構成資産へ誘導する取組を進めている。

➤ 危機管理戦略

引き続き、地域防災計画をはじめとした各種防災計画に基づく対策を進めている。特に突発的な噴火への対応として、登山者への情報伝達手法の充実等を図っている。また、「文化庁防災業務計画」等に基づき、建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全対策を実施している。

➤ 開発の制御

山麓における建築物等の開発圧力に対しては、経過観察等を通じて早期把握に努めるなど、開発制御の効果を促進している。また、イコモス評価書（WHC-13/37.COM/INF.8B1）において景観改善等の必要性を指摘された事項については、地域社会との合意形成に十分留意しつつ事業を進めており、計画的に改善が図られている。

➤ 経過観察指標の拡充・強化

山梨県・静岡県及び関係市町村は、『世界文化遺産富士山包括的保存管理計画』に定めた観察指標に基づく経過観察を毎年実施している。さらに、富士山世界文化遺産協議会は、観察結果を年次報告書として取りまとめの上評価し、各種施策が有効に実行されていることや資産及びその周辺に対する負の影響がないことを確認している。

また、40 COM 7B.39 パラグラフ 8 で推奨された事項に関する取組状況は、以下の通りである。

8. 締約国、世界遺産センター、諮問機関に対し、富士山における実践を保全・管理上の類似の課題に直面している他の広域的な文化的景観（の事例）とも共有する機会を見つけるよう奨励し、

締約国は、上記決議が行われた 2016 年以降に限らず、従前より富士山におけるすべての関係者が参画した多様な観点からの包括的な保存及び管理について、様々な場面で紹介・共有してきた。例えば、以下のような取組である。

- ・国際山岳観光連盟年次会合（2018 年 10 月、中国）
- ・大ボルハン・ハルドウン山とその周辺の聖なる景観の保存及び管理に関する専門家会合（2018 年 9 月、モンゴル）
- ・国際シンポジウム「富士山学を拓く～世界遺産富士山から読み解く人類世の自然と文化」（2018 年 3 月、静岡県）²
- ・タイ国立行政開発大学院大学専門家によるヒアリング（2018 年 2 月、山梨県）
- ・アジア・太平洋地域における遺産保護のための自然と文化の連携に関するキャパシティビルディングワークショップ（第 2 回ユネスコチェアプログラム、2017 年 9 月、つくば市）³

3. 締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性がある」と認識しているその他の保全に関する問題

なし

4. 作業指針第 172 項に基づく真実性・完全性を含む資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある構成資産及び緩衝地帯において予定される大規模な復元又は新規工事に関する説明

なし

5. 保全状況報告書へのパブリックアクセス

受容できる

² 附属資料 P.57 を参照

³ <http://nc.heritage.tsukuba.ac.jp/UNESCO-Chair/>を参照

6. 関係機関署名

文化庁次長
村田 善則

環境省自然環境局長
正田 寛

林野庁次長
本郷 浩二